

〔江家次第正月〕小朝拜事

所司供御藥畢 殿上王卿於射場殿邊著靴上首雖有親王大臣令奏之令頭藏人奏候由 次御裝束職事不取

帶劍歸出之時職事取笏衛府帶劍垂母屋御簾撤畫御座敷二色綾毯代立殿上御椅子幼主時御椅子前置

立於廂階間云々皇太子參上時立御帳中次宸儀出御幼位袍御鞋次藏人歸出告御出由王卿經明儀仙華門列立庭

中北上面參議以上一列第一人雨儀立仁壽殿西階下西面北上久九年正月二日正治雨儀用中

門廊五位以上并孫王一列第一人當公卿第三人後立雖藏人頭依位階立非職殿上人列立建久

例之比有此事院拜禮小朝拜雖藏人頭任位次立定四位者皆立五位不過兩三以上著靴執笏帶

位一列無官人不立武官絲鞋帶劍尻箱布雨儀立南廊壁下 次拜舞 次各經列前退出若及暗者

供御灯立於御座左右間主殿察入自灑口戶奉炬火或未奏候由以前御裝束故源右府師房公御記右一說也

由次御殿御裝束也

〔建武年中行事〕ひるつかた御くすりはて、上達部やうくまわりあつまるほど御裝束めさる

帯なりの東院のはいらいはて、左大臣以下殿上にさぶらふ大臣の命につきてするより次第に

殿上の座をたち小庭をへて神仙無名門を経てゆみばにつらなりたつ上首藏人の頭をまねき

て小朝拜に候由奏するとき御殿のもやの御簾をたれて殿上の御いしを廂の御座の間にたつ

かもん隠代をしく六位の藏人二人是をかく藏人の頭母屋のうちにて御靴をたてまつるすなはち御

簾をか、げさせて出させたまひ御椅子につかせたまふ藏人頭出御のよしを大臣に仰す群臣

仙花門より入りて長橋をかねて是の砌のもとよりねりす、みて御座の間のとほりにたつつぎ

つぎの人皆つらなりたつ外上二人の四位五位うしろにたつ六位又其うしろにあり皆たち定

りて拜舞すつねのごとし末よりしりぞく三四人をのこして上首まへよりねりてしりぞくな

り群卿退てのち入御くらうどの頭御簾御靴給はることさきのごとし